破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８１号

山形市緑町２丁目６番40号　原アパート201号

債務者　東海林信義

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号

山形県長井市九野本1279－３　新橋ハイツ１－３号、住民票上の住所山形県西置賜郡飯豊町大字小白川3324番地125

債務者　梅津美砂子

1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２１０号

愛知県高浜市神明町２丁目９番地21、前住所愛知県刈谷市下重原町１丁目16番地13　シャトレー重原301号

債務者　佐久間世津子

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号

函館市本通４丁目33番６号

債務者　小川美由紀

1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号

静岡県富士宮市野中1178番地の18、前住所静岡県富士宮市大中里872番地の２　ヴィラすみよし203号

債務者　佐野久美代

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６６号

三重県伊勢市上地町2856番地１

債務者　中谷　住夫

1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７８０号

埼玉県加須市柳生2680番地１　ハイツパラシオン101号

債務者　鈴木　健作

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８１号

埼玉県加須市柳生2680番地１　ハイツパラシオン101号

債務者　鈴木　稔子

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２０号

埼玉県新座市大和田１丁目26番23号　コスモパレス301号室、旧住所埼玉県新座市栄５丁目12番12号　シャルマン栄101号室

債務者　岩田　守文

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４８号

埼玉県上尾市日の出３丁目７番３号

債務者　會田　雄二

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号

静岡県富士市鷹岡本町８番10号

債務者　深澤　清次

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０４号

静岡県富士市今泉2092番地の１　レオパレスウィング201号、前住所静岡県富士市原田630番地の３

債務者　後藤　誠弥

1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３７５号

埼玉県川越市大字今福2850番地１

債務者　馬橋　健一

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０１号

埼玉県所沢市和ケ原１丁目51番地の41

債務者　木村　　彩

1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０３号

静岡県富士市大淵1566番地の20

債務者　伊東　　武

1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０９号

岡山県倉敷市浜町２丁目11番17号、破産手続申立時の住所岡山県倉敷市四十瀬49番地１シャトーさつき202号

債務者　藤原　隆行

1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係